

小川町立小・中学校の適正規模に関する調査研究報告書

平成30年2月

小川町小・中学校適正規模研究会

目 次

はじめに	1
I 研究の目的と方法	2
1 研究の背景と目的	3
2 研究の方法と経過	3
II 学校の現状と学校適正規模について	6
1 本町小・中学校の変遷と学校規模の推移	7
(1) 本町小・中学校の変遷の概要	7
(2) 本町の学校規模とその推移	7
2 学校規模等に係る法令上の規定・指針等	9
(1) 学校規模についての法令上の規定	9
(2) 学級編制についての標準及び基準	9
(3) 通学距離・通学時間に関する国の指針	10
(4) 小川町第5次総合振興計画・小川町公共施設等総合管理計画	11
3 学校の現状	12
(1) 学校規模等に関する教職員の意識	12
(2) 学校規模と「知・徳・体」の育成との関係	24
(3) 学校施設と学校予算	27
4 学校規模等に係る教育効果と課題解決のあり方	29
(1) 現状の学校を存続する中での対応	29
(2) 小・中学校再編での対応	32
(3) 学校区の変更での対応	34
(4) 施設の複合化での対応	38
(5) 小中一貫教育での対応	40
(6) その他の方法による対応	42
III まとめ	44
巻末資料	
・小川町小・中学校適正規模研究会要綱	i
・小川町小・中学校適正規模研究会委員名簿	ii
・研究経緯	iii

資料編（別冊）

は じ め に

小川町小・中学校適正規模研究会は、小川町教育委員会の教委告示第13号（平成28年9月25日）に基づいて組織され、その目的は「小・中学校の適正規模について研究し、あるべき学校規模の考え方についてまとめる」ことにありました。この背景には、今後更なる人口減少が見込まれ、少子高齢化が進行していくという町の状況があります。これは、本町に限らず、今、日本の多くの市町村が抱えている問題であり、その解決に向けて各地で様々な取組がなされています。この流れの中であって、本町においても、特に少子化の影響を大きく受ける町立学校の今後のあり方についての検討は、今の時代の避けて通れない重要な課題だと考えます。

戦後の本町の学校設立の状況を概観すると、時代の変化に対応してよりよい教育環境を整備すべく、町民の皆様がよく努力された様子が見えます。戦後の混乱期の物資不足の中でも新学制に対応すべく情熱を傾けた学校づくり、町村合併により誕生した新たな本町の学校整備、ベビーブームと言われる児童生徒数の増加に対応した校舎建設、高度経済成長期の人口急増により新たな学校の建設等々、大きな予算を伴う大規模な対応から状況の変化に応じた小規模な整備まで様々な積み上げがなされてきました。その結果として今日の学校があります。

そして今、町立小・中学校の児童生徒数は、平成7年の5,045人を境に減少し、この先25年を見通しても児童生徒数が減少し続けるという新たな課題に直面しています。この課題解決に向けて9名の委員が委嘱を受け、協議を進めてまいりました。研究の目的は「あるべき学校規模の考え方についてまとめる」ということでありましたので、「学校規模」という観点から現状の学校と少子化に伴って生じる今後の学校の状況を想定し、「子供たちにとってどのような学校がよいのか」また、「子供たちの教育にとってどのような学校がよいのか」ということを中心に検討を進めてまいりました。これは「子供たちの視点から学校を考える」ということと「学校を設置する大人や教育行政の視点から学校を考える」と言い換えることもできます。大人や行政の視点を入れれば学校整備にかけられる予算の問題や教育課程の編成、教職員の配置といった問題も含まれてきます。さらには、学校は地域に支えられて成り立っているという側面もあります。こうした点を意識しながら、平成28年10月から約1年にわたって協議を重ねてまいりました。その過程で、既に少子化の問題に直面し、具体的な取組をしている他市町村の状況を把握したり、児童生徒の学校教育に直接携わっている町立学校の教職員の声をアンケートとして収集したりすることも行ってまいりました。不十分な点も多々ありますが、今後のより良い教育環境整備のための基礎資料として課題解決の方法やそれによって生じる新たな課題を報告書として以下にまとめました。

本報告書が、課題解決に向けての今後の具体的な取組を検討する基礎資料となり、本町の教育が更に進展していくことを期待します。

平成30年2月

小川町小・中学校適正規模研究会
会 長 高 橋 守

I 研究の目的と方法



1 研究の背景と目的

我が国において少子化が進んでいることは誰もが認めるところとなっています。平成27年の国勢調査で調査開始以来初めて日本の人口減少が明らかになったことや、翌平成28年の年間出生数は初めて100万人を割り込んだと言われています。多くの小・中学校は、児童生徒数の減少により小規模化が進んでいます。本町においても、児童生徒数の減少は著しく、平成6年、7年のピーク時に比べその人数は半数以下になっています。今後、人口減少に伴い更なる児童生徒数の減少が予想され、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題の顕在化が懸念されています。このため、学校の小規模化によって生じる課題を改めて捉え直し、その課題解決の取組を進めることが求められています。

このような状況の中、町教育委員会において、本町における望ましい学校教育の実現に資するため、学校の適正規模等について研究する外部識者による組織の設置が決定され、平成28年度に小川町小・中学校適正規模研究会が立ち上がることになりました。

研究の主なる内容は、町立小・中学校の適正規模等について研究し、あるべき学校規模の考え方についてまとめることでした。このことを受け、研究の具体的内容は、町立小・中学校の小規模化による教育への影響とそれによって生じる諸課題の解決について研究することとなりました。「学校規模」という観点から現在の学校の状況と少子化に伴って生じる今後の学校の状況を想定し、「子供たちにとってどのような学校がよいのか」また「子供たちの教育にとってどのような学校がよいのか」という視点に立ち、研究を進めることとしました。

2 研究の方法と経過

研究推進にあたっては、まず、基本的な町立小・中学校に係る諸状況の資料分析から始めました。そして、町立小・中学校において、直接教育に携わっている教職員が学校規模等に係る学校教育の状況をどのように捉えているかを把握することにも取り組みました。なお、教職員の意識の把握にあたっては、町教育委員会が実施した「学校規模等に係る教育の現状と今後のあり方に関するアンケート」の結果を活用し、分析、検討しました。

次に、現状の学校規模・学年規模・学級規模等において学校教育にどのような課題があるのか、そして、それぞれの学校の児童生徒数が今後どのように推移し、どのような課題が顕在化してくるのかを関連する資料・データを収集、分析し、協議を通して明らかにしていきました。この過程では、町立小・中学校の歴史的な経過の概要把握も行いました。

さらに、学校規模等に関わる国や県の法令上の規定や指針、町の総合振興計画や公共施設等総合管理計画の内容を把握し、今後の学校のあり方を考えるうえでの基礎資料とするとともに、少子化の問題に直面している様々な市町村での課題解決に向けた実践事例も収集し、委員の協議を深める上で参考にしました。


また、あるべき学校規模について考えていく中で、想定する学校を成立させるための裏付けとなる学校予算についても調査し、研究を進めました。

本研究会は、平成28年10月31日に第1回の研究会を開催してから平成30年2月6日まで、通算10回の委員による協議を重ねてまいりました。ほぼ月1回のペースで委員全員による協議の場を設けてきましたが、その間に、委員一人一人が情報収集を行い、また町教育委員会事務局からの情報提供を受け、研究を深めてまいりました。

本研究会で取り組んだ研究内容の概要は以下のとおりです。

<研究内容の概要>

- (1) 各町立小・中学校の現状と今後の学校規模の見通しを把握する。
- (2) 学校規模等に係る国や県の規定や指針について把握する。
- (3) 本町と同様な課題に直面して課題解決を進めている他市町村の取組を収集し、参考にする。
- (4) 現在、直接児童・生徒の学校教育に携わっている教職員の考えを把握する。(学校規模等に係る教育の現状と今後のあり方に関するアンケートの分析・検討)
- (5) 学校の改築、改修、改造に関わる予算の概要を把握する。
- (6) 学校規模等に係る教育効果と課題解決のあり方について検討する。



Ⅱ 学校の現状と学校適正規模 について



1 本町小・中学校の変遷と学校規模の推移

(1) 本町小・中学校の変遷の概要

本町は、昭和30年に小川町・大河村・竹沢村・八和田村が合併して成立し、翌31年に寄居町の一部が編入となり、現在の町域となりました。この合併により旧町村の学校は、小川町立の八和田小学校、小川小学校、竹沢小学校、大河小学校、八和田中学校、小川中学校、竹沢中学校、大河中学校となり、町立小・中学校は、小学校4校、中学校4校となりました。

小学校は、この4校に加え、昭和50年以降の大規模住宅団地の造成に伴い、昭和58年に小川小学校から分離して東小川小学校が、平成3年に同じく小川小学校から分離してみどりが丘小学校が開校され、現在の6校になりました。

中学校は、昭和36年に竹沢中学校と大河中学校を統合して西中学校が、昭和43年に小川中学校と八和田中学校を統合して東中学校が開校されました。その後、平成5年に東中学校から分離して上野台中学校が、平成9年に西中学校から分離して櫻台中学校が開校されましたが、上野台中学校は平成23年に東中学校に統合して廃校となり、現在の3校となりました。

(2) 本町の学校規模とその推移

平成28年5月1日現在の小学校児童数は1,176人、中学校生徒数は661人、合計1,837人です。

大規模住宅団地が造成された昭和50年以降を見ると、小学校児童数は平成6年に3,310人、中学校生徒数は平成7年に1,791人となりピークを迎えました。

児童生徒数のピーク時と現在とを比べると、小学校においては2,134人(64.5%)、中学校においては1,130人(63.1%)減少しています。

今後もこの減少傾向は続き、平成38年には、小学校においては861人、中学校においては463人になる試算をしています。

平成48年には、小学校においては649人、中学校においては367人で、現在の約半数になる試算をしています。^{*1}

平成28年の各校の規模を比較すると、小学校では小川小学校の399人

(総通常学級数12) から竹沢小学校の103人(総通常学級数6)まで、中学校では東中学校の382人(総通常学級数11) から樺台中学校の104人(総通常学級数3)まであります。児童生徒数の最多校と最少校を比べると、小学校では約3.9倍、中学校では約3.7倍の開きが生じています。

小学校では、八和田小学校、竹沢小学校、東小川小学校が全学年でクラス替えを行うことができない単学級になっています。このうち竹沢小学校、東小川小学校は、全児童数が100人程度であり、1学級当たりの児童数も20人を下回っている状況で、平成32年度には、両校ともに複式学級が生じる見込みです。全学年でクラス替えができる小学校は、小川小学校のみとなります。

中学校では、樺台中学校が全学年で単学級、西中学校は1学年当たり2学級(総通常学級数6)であり、常勤の教科担任の配置ができず、免許外教科担任解消非常勤講師^{※2}の配置で対応している状況です。また部活動の成立にも様々な課題が生じています。

※1 児童生徒数の試算は、教育委員会調べによる。対前年度比から推計。

※2 免許外教科担任解消非常勤講師とは

ある教科の教員免許状を有する教員が採用できない中学校に対して配置される、当該教科の教員免許状を有する非常勤講師のこと。小規模の中学校では、学級数により教職員定数が決まるため、全ての教科において免許状を有する常勤の教員が採用できない場合があります。その際は、免状制度の例外的な措置として当該教科の免許状を有しない教員が当該教科の授業を担当すること(免許外教科指導)が出来る制度があります。この免許外教科指導を解消するために、配置されるのが免許外教科担任解消非常勤講師です。

〔資料編(別冊)参照〕

資料1 「人口、児童生徒数の推移」

資料2 「児童生徒数及び学級数」

資料3 「平成29年度児童生徒数及び学校区人口(1歳～6歳児)」

資料4 「児童生徒数の推移(予測)と今後の見通し」

2 学校規模等に係る法令上の規定・指針等

(1) 学校規模についての法令上の規定

学校教育法施行規則

- 第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
- 第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。
- 第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と、(中略)読み替えるものとする。

本町において、この標準（12学級以上18学級以下）に該当する学校は、小川小学校1校です。

(2) 学級編制についての標準及び基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条により、次のとおり規定されています。また、埼玉県で定める埼玉縣市町村立小・中学校学級編制基準も同じ内容になっています。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人 (第1学年の場合35人)
	2の学年の児童で編制する学級 (複式学級)	16人 (第1学年を含む場合8人)
	特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級 (複式学級)	8人
	特別支援学級	8人

※埼玉県では、「埼玉縣市町村立小・中学校における少人数学級に係る研究指定実施要綱」を毎年度定め、1学級あたりの児童生徒数を小学校第2学年においては35人、中学校第1学年においては38人としています。

(3) 通学距離・通学時間に関する国の指針

【通学距離】

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(平成27年文部科学省)」より抜粋

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

(中略)

その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

※下線は、引用者

【通学時間】

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(平成27年文部科学省)」より抜粋

総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

※下線は、引用者

(4) 小川町第5次総合振興計画・小川町公共施設等総合管理計画

平成28年に策定された「小川町第5次総合振興計画」では、次のとおり位置づけられています。

小・中学校再編の検討

児童・生徒数の減少に対応しながら適切な教育環境を整備するため、各学校における児童生徒数の適正規模を勘案しつつ、地域や保護者の意向等を踏まえ、小・中学校の再編について検討します。

また、平成27年に策定された「小川町公共施設等総合管理計画」では、平成52年までの施設総量の定期成果目標を次のとおり設定しています。

施設総量の適正化目標

30年後（平成52年）の公共施設（建築物）総量：現在の40%縮減

学校教育施設は、町全体の公共施設（建築物）の総延床面積の53.1%を占めています。計画推進に当たっては、保護者や地域の意向等を踏まえ、検討することが必要です。

3 学校の現状

(1) 学校規模等に関する教職員の意識

町教育委員会は、直接児童生徒の学校教育に携わっている町立小・中学校の教職員（臨時的任用教職員を含む）を対象にアンケートを実施しました。このアンケートは、教職員用と学校管理職用の2種類があり、「児童生徒数の推移（予測）と今後の見通し（資料4）」を資料として添付し、実施しました。

研究会では、このアンケート結果をもとに分析、検討を行い、学校規模に関する教職員の意識を把握しました。

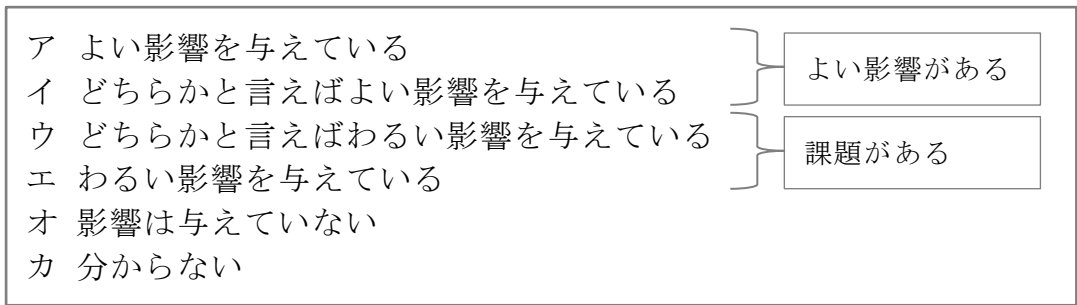
① アンケート実施の概要

1	目的	本町の教職員の意見を聞き取ることにより、学校規模等に係る教育の現状と課題を把握し、今後の学校適正規模の調査研究を行う資料とする
2	実施内容	(1)教職員用アンケート (2)学校管理職用アンケート
3	対象者	本町町立小・中学校に勤務する教職員 (臨時的任用教職員を含む。非常勤職員、校務員を除く)
4	調査方法	無記名方式
5	調査期間	平成29年3月8日～平成29年3月31日
6	回答状況	(1)教職員用 154名 (2)学校管理職用 18名
7	その他	アンケートには「児童生徒数の推移（予測）と今後の見通し（資料4）」を添付した。

② 教職員の意識の傾向（教職員用アンケート結果から）

アンケートは、「小中学校の適正規模」を問うものなど11の設問と意見の自由筆記欄で構成されています。

特に「教育指導体制・学習指導体制・生徒指導について」の設問は、「学校の総通常学級数」、「1学年の学級数」、「1学級あたりの児童等数」がそれぞれ教育活動に与える影響について、以下の6つの選択肢の中から回答していただく形になっています。この選択肢のうち、ア、イを「よい影響がある」、ウ、エを「課題がある」と分類し回答の傾向を確認しました。

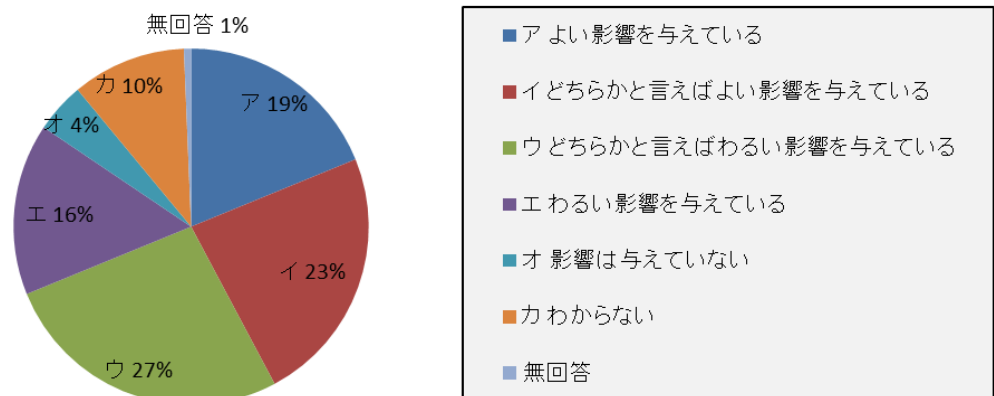


ア 教育指導体制・学習指導体制・生徒指導について

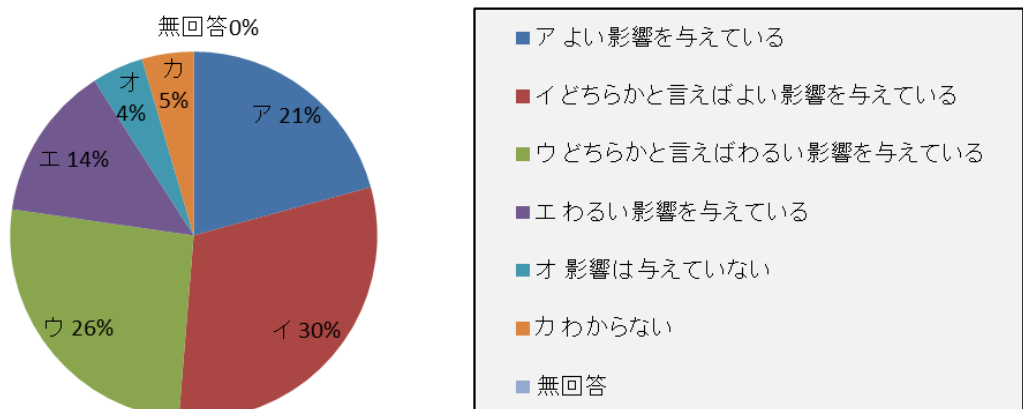
この内容の設問に関しては、概ね「よい影響がある」を選択した回答が多くありました。その中で、「課題がある」が比較的多く回答された上位3つの設問は以下のとおりでした。

(ア) 「学校の総通常学級数」が与える影響について ～「課題がある」と回答された上位3設問～

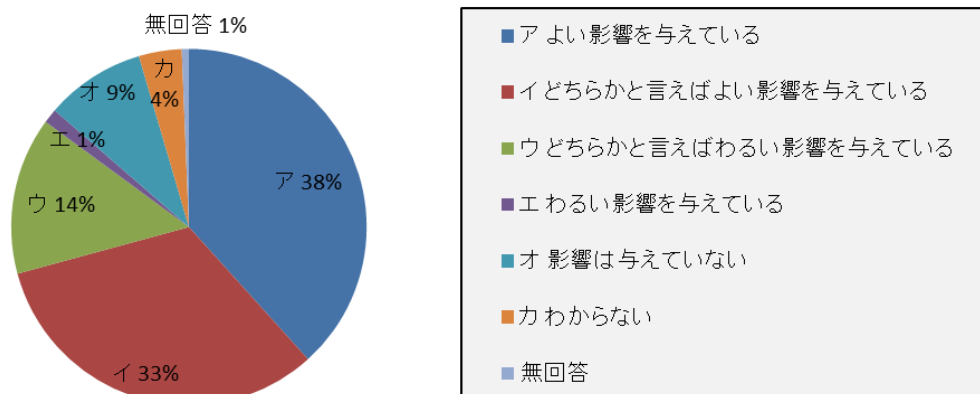
- ・教職員の仕事の負担を軽減することについて（ウ・エ計43%）



- ・教職員の校務分掌をバランスよく分担することについて（ウ・エ計40%）



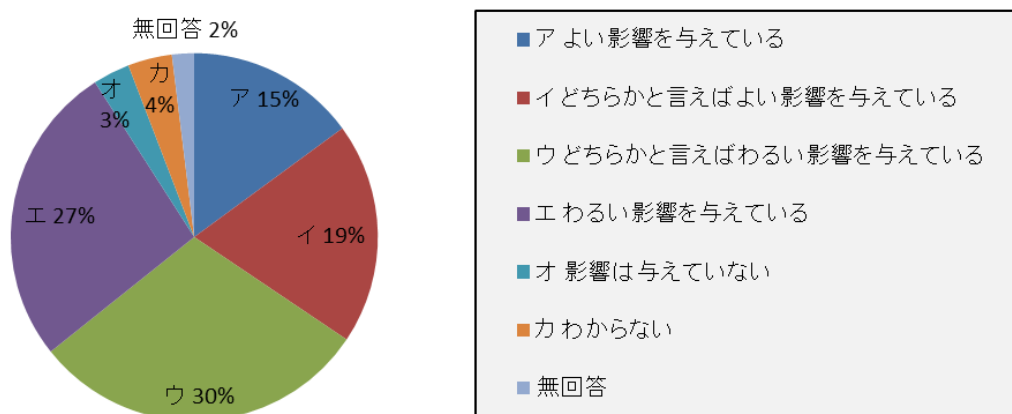
- ・教職員同士が互いに高め合える環境を作ることについて
(ウ・エ計15%)



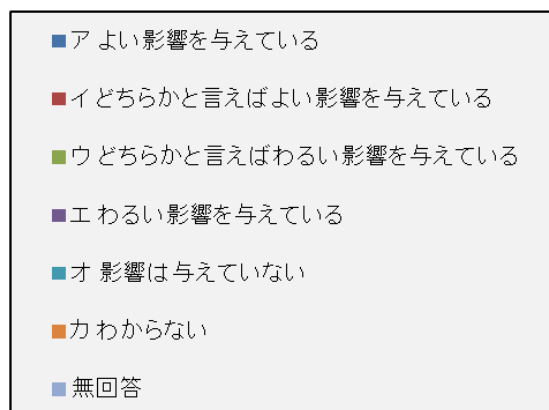
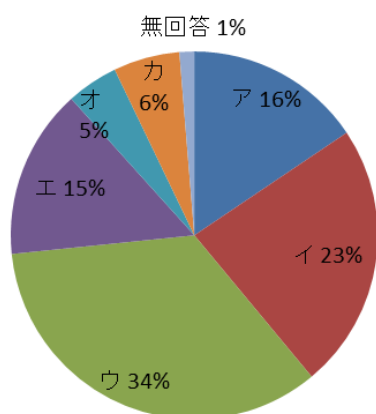
このことから、「学校の総学級数」は、教職員の仕事の負担面、教職員が互いに高め合える環境づくりに対して影響を与えており、本町ではこの課題が顕在化してきていると考えられます。これは、教職員の数が学校の総学級数により決定されるためと考えられます。

- (イ) 「1学年の学級数」が与える影響について
～「課題がある」と回答された上位3設問～

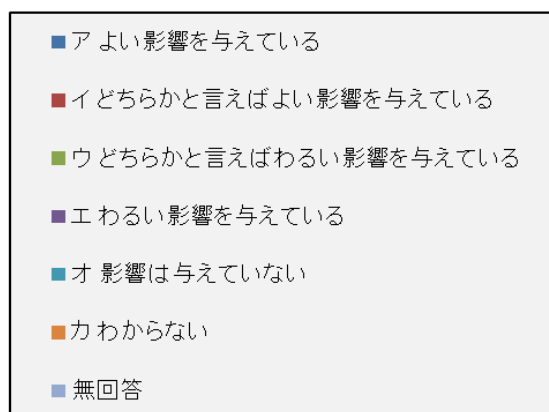
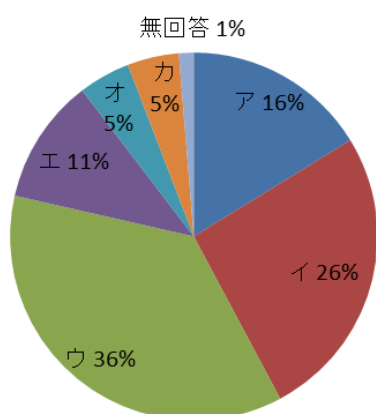
- ・児童生徒の固定化された関係性を改善するために人間関係に変化を持たせることについて (ウ・エ計57%)



- ・児童生徒の適度な競争意識を高め互いに切磋琢磨する環境を作ることについて（ウ・エ計49%）



- ・児童生徒の多様な人間関係を築き、社会性や協調性を育むことについて（ウ・エ計47%）

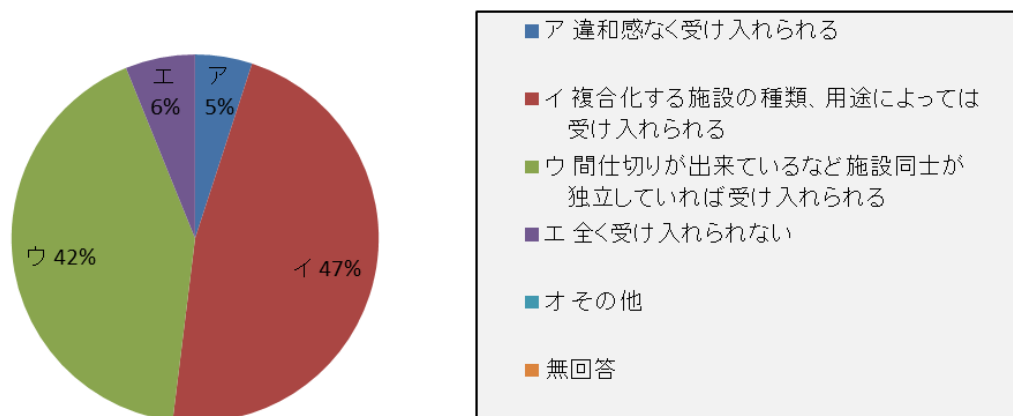


このことから、「1学年の学級数」は、児童生徒の社会性を育むことに対して影響を与えており、本町ではこの課題が顕在化してきていると考えられます。これは、単学級ではクラス替えができない、クラス間で切磋琢磨する教育活動ができないためであると考えられます。

イ 学校の複合化について

他施設との複合化については、「違和感なく受け入れられる（ア）」、「条件付きで受け入れられる（イ、ウ）」の合計回答率が94%となり、好意的な回答が多数を占めました。

- ・他の施設との複合化について（ア・イ・ウ計94%）〔複数選択可〕



- ・複合化する場合に受け入れやすい施設
小学校教職員の回答 学童保育等の児童が放課後に利用する施設 (42%)
中学校教職員の回答 地域のコミュニティスペース (35%)

ウ 学校の適正規模について

(ア) 小学校の適正規模について

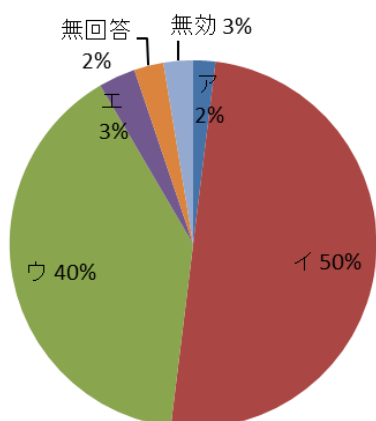
小学校の適正規模に関して多かった回答は次のとおりです。

- ・ 1 学年当たりの学級数 2 学級 (50%)、3 学級 (40%)
- ・ 1 学級当たりの児童数 21～30人 (73%)

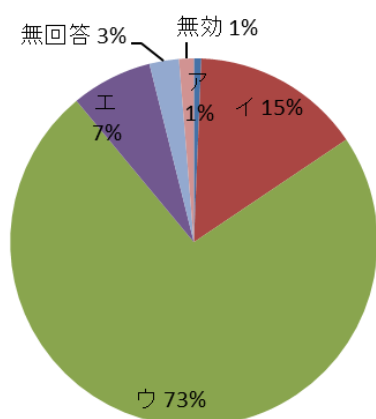
〔回答理由〕

- ・ 単学級だと人間関係が固定化され、一度できた序列が崩れにくい。
- ・ 人数が多いと事務処理に時間がかかってしまう。
- ・ 個別に指導するのは30人位が適している。人数が多いと個別指導も難しい。

- ・ 小学校教育を進めるうえで適切だと考える『1つの学年の通常学級数』について



- ・ 小学校教育を進めるうえで適切だと考える『1学級の児童数』について



(イ) 中学校の適正規模について

中学校の適正規模に関して多かった回答は次のとおりです。

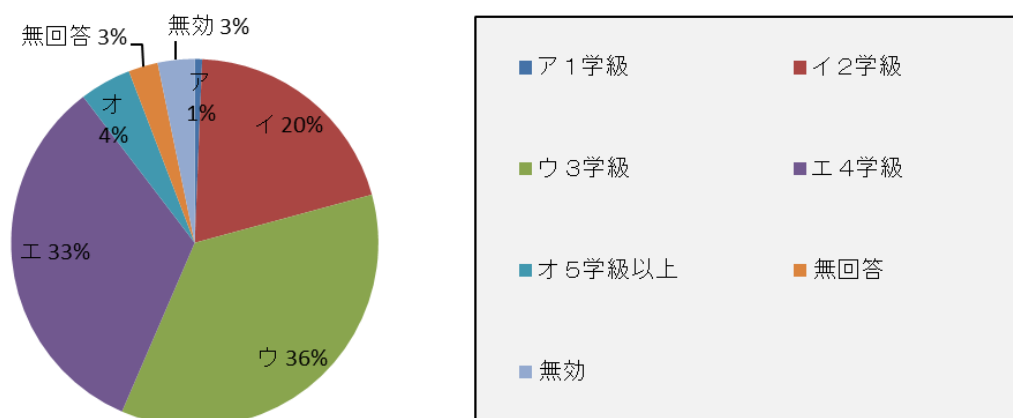
- ・ 1学年当たりの学級数 3学級 (36%)、4学級 (33%)
- ・ 1学級当たりの生徒数 21～30人 (60%)、31～35人 (30%)

※中学校の方が小学校より大きい規模を回答する結果となった。

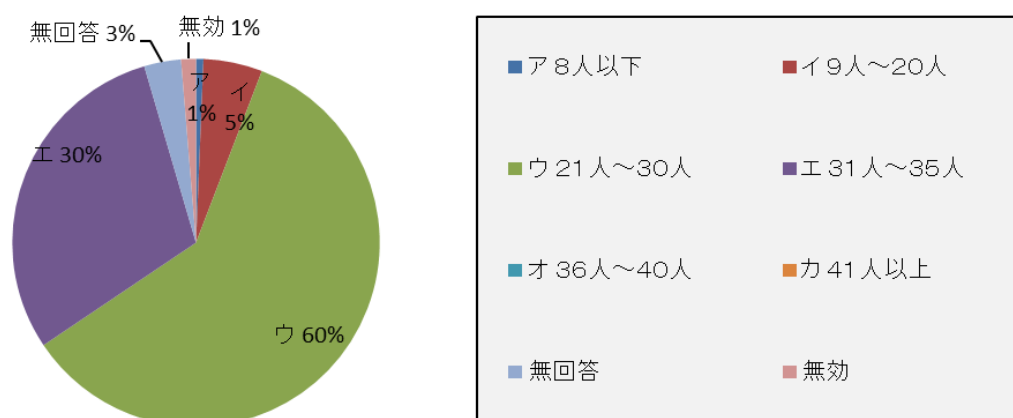
〔回答理由〕

- ・ 部活動の人数等を考えるとこの位の生徒数が望ましい。
(2学級、31～35人を回答)
- ・ 教科の専任の担当者が常勤でいられる学級数であって欲しい。
(3学級、21～30人を回答)

- ・ 中学校教育を進めるうえで適切だと考える『1つの学年の通常学級数』について



- ・ 中学校教育を進めるうえで適切だと考える『1学級の生徒数』について



(ウ) 適正規模により期待される教育効果（小・中学校共通）

適正規模により期待される教育効果として、次に意見がありました
(適正規模に関する設問の回答理由から)

- ・ 様々な価値観にふれる。
- ・ 多様な人間関係を経験する。
- ・ 集団への適応を図る。
- ・ 人間関係の固定化を避けるためにクラス替えができる。
- ・ お互いに切磋琢磨する環境を作る。競争意識が生まれる。
- ・ 行事を行いやすい。

〔資料編（別冊）参照〕

資料5 「小・中学校共通・教職員用アンケートの傾向」

資料6 「小・中学校共通・教職員用アンケート回答結果の概要〔小・中学校別〕」

③学校管理職の意識の傾向（管理職用アンケート結果から）

学校管理職用アンケートでは、現在の学校の取組を確認するとともに、児童生徒数が減少した場合に生じる課題、その課題に対して学校規模の拡大が有効であるか等について設問されています。

必要に応じ、本町において比較的規模の大きい小川小学校と東中学校とそれ以外の比較的小規模の学校に分けて比較しました。

ア 教育活動について

児童生徒数が更に減少した場合の課題として、次の意見がありました。

- ・多様な考え方を学ぶ機会が減ってしまう。
- ・学習形態が固定化し、多様な方法をとることが制限される。
- ・競い合う意欲が低下してしまう。
- ・児童の評価が固定化される。
- ・教職員が不足する。

イ 学校行事について

現在の学校規模の特性を生かした学校行事とその効果として、次の意見がありました。

<小川小学校、東中学校>

○運動会（体育祭）

- ・競争意識や取組における意欲が向上する。
- ・感動体験を深めることができる。

○学校規模を生かした上記以外の行事で期待できる効果

- ・多様な選択肢が提供できる。
- ・人間関係の固定化を防げる。

<上記の2校以外の学校>

○八和田米作り

- ・体験活動が全校をあげて行うことができる。

○立志式

- ・全ての生徒に出番を与えることができる。

○縦割り活動

- ・小グループで遊ぶことにより異学年での交流が深められる。

○地域の協力による昔遊び

- ・地域の人材の力を活用した取組が行いやすい。

現在の学校規模により生じる課題として、次の意見がありました。

<小川小学校、東中学校>

- ・健診に時間がかかる。

- ・行事の迫力不足が生じている。←児童生徒数の減少により生じる課題
 - ・清掃活動等での負担が増している。←児童生徒数の減少により生じる課題
- <上記の2校以外の学校>
- ・競い合う児童の数が少ない。生徒の男女のバランスが悪い。
 - ・固定化された人間関係がほぐされない。
 - ・行事の盛り上がり欠ける。
 - ・行事、清掃活動等の人手が不足し、一人の負担が増している。
 - ・少ない男性職員への負担が過重になる。

ウ 安全対策について

安全対策における現状での課題として、次の意見がありました。

<小川小学校>

- ・学区の安全管理面で教員の負担が増している。

←児童生徒数の減少により生じる課題

<小川小学校以外の学校（東中学校を除く）>

- ・一人で登下校する距離が長い児童も見られる。
- ・登下校指導などで均等に教員が配置できない。

エ 地域との連携について

どの学校も地域、PTA等と協力しながら事業を行っていますが、地域との連携における現状での課題として、次の意見がありました。

<小川小学校>

- ・地区対抗の選手集めが難しくなってきた。←児童生徒数の減少により生じる課題

<上記以外の学校（東中学校を除く）>

- ・PTA活動の役員選出、予算編成、行事の維持が難しい。
- ・保護者の負担が増している。

オ 中学校の部活動について

部活動の現状について、次の意見がありました。

<東中学校>

- ・現在はちょうどよいが、生徒数、教員数の減少により部活動の数を減らさなければならない。←児童生徒数の減少により生じる課題

<西中学校・檮台中学校>

- ・部員の確保ができず廃部等の検討が必要である。
- ・顧問の確保が困難である。
- ・チーム競技の大会参加が難しく、活動目標の設定が困難である

< 小学校（小学校が児童の保護者から聞いている意見を含む） >

小学校として部活動に期待することについては、次の意見がありました。

- ・希望の部活動への入部ができ、よい教育効果を上げて欲しい。
- ・部活動の選択肢が少ない。
- ・区域外就学規定の緩和をして欲しい。

カ 教育活動の経費について

教育活動の経費について、今後さらなる児童生徒数の減少が生じた場合の課題として、修学旅行、卒業アルバム、PTA会費などの保護者の経済的な負担が増加されるとの意見が挙げられました。

キ 学校規模を拡大することの有効性

『ア 教育活動について』から『カ 教育活動の経費について』までの設問において、今後さらなる児童生徒数が減少した場合に生じる課題への対応として学校規模拡大の有効性を認める回答が多くありました。

一方、次の意見がありました。

- ・教員の指導法の工夫で補える。
- ・単学級で20名程度でも、様々な課題は生じるが決して悪い環境ではない。
- ・行事は学校内だけのものとは限らず地域と密着している。
- ・学校区の拡大に伴い登下校時等の安全確保が課題となる。
- ・学校区が拡大されることにより、保護者同士の連携が疎遠になる。
- ・学校区が拡大されることにより、地域や団体との調整が難しくなる。

また、学校規模拡大以外の対策として、次の意見がありました。

- ・他校（小中学校間含む）、他学年、地区との行事等の合同開催をする。
- ・PTA活動について、役員数の削減、小中合同役員を選出、運営の精選、会費の増額等の対応を図る。
- ・部活動では、外部指導者を活用する。
- ・学校間の合同部活動や拠点校方式を実施する。
- ・部活動の社会体育へ移行、総合型地域スポーツクラブを設置する。

ク 学校管理職用アンケートのまとめ

学校管理職用アンケートをまとめると次のようになります。

- 比較的学校規模の大きい小川小学校、東中学校においても、『行事の迫力不足』、『清掃活動での負担増』、『生徒数、教員数の減少により部活動の数を減らさなければならない』との小規模校から出される意見と同様の意見がありました。
- 児童生徒数が減少することにより生じる課題への対応として、学校規模の拡大が有効であるとの回答が多く見られました。一方、『有効ではない』、『現状を肯定する』意見がありました。
- 学校規模拡大により、学区が拡大され『登下校の安全確保』、『保護者同士の連携』、『地域や団体との調整』に課題が生じるとの意見がありました。

〔資料編（別冊）参照〕

資料7「小・中学校共通・管理職用アンケートの傾向」参照

(2) 学校規模と「知・徳・体」の育成との関係

本研究会では、学校規模が学校教育にどのような影響を与えているか、「全国学力・学習状況調査」「いじめ認知件数、不登校児童生徒出現率」「新体力テスト」の結果をもとに、それぞれ知（学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の側面から研究しました。

①知（学力）の育成への影響について

全国学力・学習状況調査の結果をもとに学校規模と学力との関係を調査しました。他市町との比較対象は、県内の学校規模が異なる6市町（1学年当たりの学級数の平均が1.0～3.6学級）を抽出しました。町内比較は、平成26年度から平成28年度までのデータを活用し、県内比較は、平成28年度データを活用しました。

学校規模と学力との関係を検討した方法と結果は、次のとおりです。

< 1学年当たりの学級数が学力に与える影響 >

ここでは、1学年当たりの学級数と全国学力・学習状況調査の正答率に相関があるかを確認し、次の結果を得ました。

- ・町内小学校の比較では、国語A・B、算数A・Bともに相関は認められない。
- ・町内中学校の比較では、国語A・B、数学A・Bともに相関は認められない。
- ・県内小学校（本町を含む7校）の比較では、国語A・B、算数A・Bともにわずかな正の相関が認められる。

※正の相関とは：1学年当たりの学級数が増えれば、正答率も高まる関係。

- ・県内中学校（本町を含む7校）の比較では、国語A・B、数学A・Bともに相関は認められない。

< 1学級当たりの児童生徒数が学力に与える影響 >

ここでは、1学級の児童生徒数と全国学力・学習状況調査の正答率に相関があるかを確認し、次の結果を得ました。

- ・町内小学校の比較では、国語A・B、算数A・Bともに相関は認められない。
- ・町内中学校の比較では、国語A・B、数学A・Bともに相関は認められない。
- ・県内小学校（本町を含む7校）の比較では、国語A・B、算数A・Bともに概ね正の相関が認められる。
- ・県内中学校（本町を含む7校）の比較では、国語A・B、数学A・Bともに相関は認められない。

以上のことから、この調査では学年の学級数及び1学級の児童生徒

数と全国学力・学習状況調査の正答率との間に明らかな相関があるとは認められませんでした。

なお、全国学力・学習状況調査は、調査年度の小学6年生、中学3年生を対象にしており、同一の集団で継続して調査をしているものではありません。

※全国学力・学習状況調査とは

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するための、毎年度小学校第6学年、中学校第3学年を対象に文部科学省が実施する全国的な調査のことです。

国語、算数（中学生は数学）ともに知識（A）と活用（B）の2種類の問題が出題されます。

〔資料編（別冊）参照〕

資料8「小・中学校の学力について」

②徳（豊かな心）の育成への影響について

豊かな心を育むことを数値化し、比較することは困難です。そこで、生徒指導上の課題として「いじめ認知件数」「不登校児童生徒出現率」に着目し、学校規模とこれらに相関があるか確認しました。学校の抽出条件、比較データは、学力の場合と同じです。

<学校の児童生徒数が生徒指導上の課題の出現に与える影響>

ここでは、児童生徒数といじめ認知件数、不登校児童生徒出現率に相関があるかを確認し、次の結果を得ました。

- ・町内小学校の比較では、いじめ認知件数については、相関は認められない。

※不登校児童出現率は、0%が多いため比較対象外とした。

- ・町内中学校の比較では、いじめ認知件数については、相関は認められない。また、不登校生徒出現率についても相関は認められない。
- ・県内小学校（本町を含む7校の平均児童数）の比較では、不登校児童出現率については、相関は認められない。
- ・県内中学校（本町を含む7校の平均生徒数）の比較では、不登校生徒出現率については、相関は認められない。

※公表データを利用した調査のため、いじめ認知件数は対象外とした。

<1校当たりの平均学級が生徒指導上の課題の出現に与える影響>

ここでは、1校当たりの平均学級数と不登校児童生徒出現率に相関があるかを確認し、次の結果を得ました。

- ・県内小学校（本町を含む7校）の比較では、不登校児童出現率については、相関は認められない。

- ・ 県内中学校（本町を含む7校）の比較では、不登校生徒出現率については、相関は認められない。

※公表データを利用した調査のため、いじめ認知件数は対象外とした。

以上のことから、学校規模といじめの認知件数、不登校児童生徒の出現率に明らかな相関があるとは認められませんでした。

〔資料編（別冊）参照〕

資料9「小・中学校の生徒指導上の課題について」参照

③体（健やかな体をつくること）の育成への影響について

ここでは、新体力テストの結果を活用しました。町立小・中学校の各学年男女の種目ごとの平均値が県平均を超えた項目数に着目し、町立小・中学校の平成26年度から平成28年度までのデータで比較を行いました。

結果、本町では、学級数が多い学校が必ずしも県平均を超えた項目数が多くなっているとは言えませんでした。

〔資料編（別冊）参照〕

資料10「小・中学校の体力について」参照

(3) 学校施設と学校予算

学校施設の状況と学校予算については、町教育委員会に情報の提供を求め、それに基づき検討しました。

①学校施設と改修経費について

本町の学校は、平成26年に改築された西中学校管理棟、教室棟以外は、昭和47年から平成13年までにかけて整備され、全ての学校の管理棟、教室棟が築20年を超えており計画的な大規模改造等を進めることが必要な状況にあります。

西中学校と比較的新しい檮台中学校を除く7校合計の大規模改造等に係る経費の試算は次のとおりです。

改修経費概算（7校分）

改修方法	経費	備考
大規模改造	約35億円	過去の同種の契約をもとに試算
長寿命化改修	約66億円	過去の同種の契約をもとに試算
改築	約108億円	西中学校の改築単価をもとに試算

※教育委員会事務局調べ。

※概算のため、資材の高騰等の社会的な要因により大きく変動することがあります。

※補助金や起債の活用が想定されます。

〔資料編（別冊）参照〕

資料11「町内の小・中学校の位置及び概要」参照

②学校予算について

本町の平成28年度一般会計予算額は、90億5500万円であり、うち教育費の予算額は9億492万3千円（9.99%）で、小学校費は1億4775万5千円、中学校費は9975万4千円となっています。

学校数と学校運営費の関係を整理するにあたっては、学校数等の増減が普通地方交付税額にどのような影響を与えるかを考慮する必要があります。国は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるように財源を保障するため、普通地方交付税を配分していますが、その算定にあたっては、その団体の小・中学校の学校数、学級数、児童生徒数も経常経費費目の一つに算入し、交付額に反映させています。

したがって、学校数の増減は理論上普通地方交付税の交付額の増減に繋がりますが、学校数の減少により大きく学校運営費が削減されるとは一概には言えません。

それでも学校数が減少した場合、今後想定される大規模改造工事などによる改修校数が減ることから総事業費が抑えられるため財政面では大きな削減効果が得られると考えられます。

また、学校が廃校になった場合でも施設を維持・管理する必要があるときは、一定の費用がかかるため、廃校後の財政負担も考慮しておかなければなりません。

今後とも人口減少や少子高齢社会への対応など難しく厳しい行政運営の中にあって、現状の学校数を維持し、大規模改造等の教育環境を整備するための財源を確保することは、厳しい状況にあると考えられます。

4 学校規模等に係る教育効果と課題解決のあり方

(1) 現状の学校を存続中での対応

町立小・中学校の児童生徒数の今後の推移では、9校すべての学校で児童生徒数の減少が見込まれています。また、平成32年度には竹沢小学校、東小川小学校で複式学級が生じることも見込まれます。そのため、現行の学校配置（9校を維持）で学校を存続させていく場合、現状よりも更に小規模化した学校を想定した様々な課題を明らかにして、それに対応していく必要があります。現行の学校配置を維持していくことは、これまで、地域の中心となって営まれてきた地域の学校という役割をそのまま維持していくことはできますが、児童・生徒の教育という観点から、小規模化に伴う様々な課題に対応した方策を講じていく必要が生じてきます。そこで、この状況下での学校の小規模化に伴う利点や課題、またその課題解決のための方策について検討し、以下に整理しました。

①現学校の存続と小規模校の利点

<児童・生徒に関して>

- 少人数によるきめ細かい指導が実現できる。
- 人間関係を密にした人間味のある教育環境が実現できる。
- 児童生徒の役割分担の増加による自主性・主体性の育成の場が増加できる。

<学校施設・設備に関して>

- 空き教室の増加により、様々な教育活動に有効活用できる。

<地域社会・保護者に関して>

- 学校に関わる現状の利便性が維持できる。
- 地域の中心としての学校という現状が維持できる。

②現学校の存続と小規模化により生じてくる課題

<豊かな心・社会性の育成に関して>

- 人間関係が固定化し、問題が生じた場合の修復の困難さが増す。
- 児童生徒が切磋琢磨する環境づくりの場が減少する。
- 多様な個性に触れ、多様な見方、考え方を身に付ける機会が減少する。
- 児童生徒の成績顕在化により学力の序列化意識が広まる。

<学校運営に関して>

- 単学級によりクラス替えができなくなる。
- 児童生徒の男女数にアンバランスが生じ、学級編制、教育指導の困難さが増す。
- 学級数により教職員が配置されることから、教職員数が減少し次のような課題が生じてくる。
 - ・習熟度別指導等多様な指導方法をとることが困難になる。
 - ・教職員が学校内外の研修会や研究協議会に出席することが困難になる。
 - ・学年会や教科部会等が成立しないため、指導技術の相互伝達が困難になる。
 - ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなり、授業の準備に影響が生じる。
 - ・部活動の指導者確保が困難になる。
 - ・経験年数、男女比等のバランスのとれた教職員配置が困難になる。
 - ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動の成果が人事異動に左右されやすくなる。

<中学校部活動に関して>

- 生徒数の減少により次のような課題が生じる。
 - ・生徒の希望に対応した様々な部活動を提供することが困難になる。
 - ・対外試合等に参加する際、学校で単独チームを組むことが困難な部活動が生じてくる。
 - ・部活動の顧問（担当教員）を確保することが困難になる。

<地域・保護者に関して>

- PTA役員、児童生徒の登下校の安全確保のための交通指導、学校行事への協力等、保護者負担が増加する。
- 児童生徒の少人数化に伴う行事バス代、卒業アルバム代等の経済的負担が増加する。

③課題解決の方策

<教育指導上の方策>

- 更なる小規模校化に合わせたカリキュラムの改善に取り組む。
- 小規模化の利点の最大化を図る。
 - ・少人数という学級の状況を生かし、一人一人が活躍する場を創出する授業の工夫改善とそのため教員の指導力の向上を図る。
 - ・少人数を生かし、あたたかで人間味のある教育環境で児童生徒を育むため、教職員が児童生徒と積極的にかかわり、相互に理解し合える人間関係の醸成に努める。

- ICTの導入により、学習に関わる情報収集の場を広げ、教育指導の充実に努める。
- 児童生徒の社会性を育むため、異学年交流、異校種交流の場を設定し、児童生徒が他人と関わる機会を増やす。
- 少人数の中で学力の向上、社会性の伸長を図るため、地域と共に歩む学校として、地域の人々の学習支援ボランティアを積極的に受け入れ、運動会等の諸行事を地域と合同開催する体制づくりに取り組む。
- 児童生徒の情報交換や相互交流を通して切磋琢磨する機会をつくるため、町内各学校間で遠足や修学旅行、音楽会、スポーツ大会等の諸行事を共同開催し、児童生徒に企画、運営体験を積ませる。
- 児童生徒に活気ある学校の雰囲気を経験させるとともに児童生徒一人一人の姿が保護者や地域によく見えるようにするため、保護者参加型の教育活動を企画、運営する。

<中学校の部活動の課題解決に向けた方策>

- 外部指導者の活用を充実する。
- 学校間の合同部活動の推進に向けた拠点校方式を導入する。
- 合同部活動実施に向けた生徒の移動手段の検討と安全対策を図る。

<教育条件整備に関わる方策>

- 施設の複合化を図り、児童生徒が多様な人々と触れ合う機会を拡充する。
- 図書館等社会教育施設との連携を図り、児童生徒の情報収集の場を拡充する。
- 町費負担教職員の採用により、教職員数の減少による課題の解決に努める。
- 学校間交流のための児童生徒の移動手段の確保と安全対策を図る。
- 小規模校での教育活動を充実するため、教職員の指導力向上に努める。
- 課題解決の方策実施に必要な予算の確保に努める。

現状の学校を存続していくことにより、今後、児童生徒数のさらなる減少が見込まれる中で、先述した様々な課題が生じてきます。また、その課題解決のための方策を講じたとしても、なお小規模校であるがゆえに解決できない課題が残ります。こうした状況で児童生徒の教育活動を充実させていくには、小規模校のメリットの最大化を図り、デメリットの最小化を図る努力をしていくことが重要です。そのためには、直接児童生徒に関わってその努力を推進することができるよう教職員の力量を高めていく必要があります。また、その努力に向けた行政による教育条件整備と保護者・地域の学校支援に向けた更なる協力が必要です。

(2) 小・中学校再編での対応

学校を再編し、学校規模を拡大することにより小規模化により生じる課題の解決を図る場合、再編後の児童生徒数や学級数により効果が異なります。その後も児童生徒数の減少が見込まれるため規模拡大による効果の持続性にも影響があります。

再編後の学校規模によっては、解決されない課題もあります。また、新たに生じる課題もあります。

①学校規模と教育効果

「1学年当たりの学級数」に着目するとその規模により教育効果は異なります。

小学校においては1学年当たり2学級、中学校においては1学年当たり3～5学級程度が小規模化の諸課題が概ね解消できる学校規模と考えられます。

○小学校

複式学級が回避できる。	1学級
全学年でクラス替えができる。	
学習活動の特性に応じて学級を超えた集団が編制できる。 同学年に複数の教員が配置できる。	2学級

○中学校

複式学級を回避できる。	1学級
全学年でクラス替えができる。	
学習活動の特性に応じて学級を超えた集団が編制できる。 同学年に複数の教員が配置できる。	2学級
常勤の教科担任による学習指導ができる。 (免許外指導が回避できる)	3学級
各教科に複数の教科担任を配置することができる。	4学級
ある程度の部活動の選択の幅と活動の維持が見込まれる。 (東中学校の学校規模による)	4～5学級 (総生徒数約360～470名程度)

②再編後の学校規模によっては解決されない主な課題

- 1学年で複数学級が編制できない、または統合後数年で単学級になってしまう場合がある。
- 総学級数が増えず、教職員数が増加されず、スケールメリットが生じない場合がある。

○部活動数の確保や活動の存続への効果が限定的になる場合がある。

③学校再編では解決されない主な課題

- 児童数減少による通学班の編成への対応（児童の住んでいる場所は変わらないため）
- 多くの学校が古い校舎であり、その校舎を使う場合は大規模改造等が必要になる。

④学校再編により新たに生じる主な課題

- 通学の安全確保に関すること
 - ・通学距離、時間が伸びる児童生徒がでる（スクールバス等の検討）
 - ・登下校の際に、新たに交通量が多い場所を通ることになる場合がある。
 - ・通学区域の拡大に伴い、見守り範囲が拡大される。
 - ・地域の見守り体制の再構築が必要になる。
 - ・通学方法等についての保護者との合意形成が必要になる。
- 学校再編の対象となる児童生徒の心のケアに関すること
- 保護者・地域への説明に関すること
 - ・存続する学校の選択の合意について（既存校を利用する場合。築年数、通学距離などの側面からの検討が必要）
 - ・統合をする時期について
 - ・廃校後の利用の検討について（地域の防災・活動拠点としての機能について。地域の中心としての学校がなくなることについて）
- 学校施設に関すること
 - ・教室数が足りない等により増築をする場合の対応（工事の時期や方法、児童生徒の授業への影響）
 - ・小(中)学校を中(小)学校に利用する場合のトイレ、階段、水飲み場等のサイズや高さの調整
 - ・新設の場合の用地（場所、取得費用、取得の可能性）及び建設予算の確保

児童生徒数の推移から、小学校では、1学年当たり2学級を確保する場合、現小学校を6校から2校に学校再編をすることになります。

中学校では、1学年当たり3学級とした場合は2校に、1学年当たり5学級としたときは1校にすることになります。なお、西中学校と櫻台中学校との統合の場合、10年後には3学級が維持できない可能性があります。

学校再編を行った場合に生じる課題については既に述べていますが、通

学路の安全対策、児童生徒の心のケア、施設改修やその費用、再編の対象となる学校区の地域性など多岐にわたります。

特に統合をした場合は、学校区が広がることから、児童生徒が安全に、安心して通学できる環境づくりに留意する必要があります。学校再編により、通学路が変更される場合、通学距離・時間、交通量、通学方法、児童生徒の体力や身体面等多角的に検討する必要があります。通学距離が大幅に伸びる場合もあり、徒歩では通学が難しくなることも考えられます。また交通量の多い道路の対応や、自転車通学の増加などによる新たな安全確保が課題になります。必要に応じ、通学手段としてスクールバス等の導入を検討する必要があります。

既存の学校を統合後の学校として利用する場合、どの学校を統合校にするかにより通学条件等が変わります。また施設の有効利用の観点から比較的新しい施設を利用した方が一般には効果的です。より良い通学条件や施設の有効利用を考える上で、校種を超えた利用も検討するなど柔軟に行う必要があります。

一方、学校は地域の中心でもあり、教育効果の維持向上以外の観点も生じてきます。その学校区の地域性や地域における学校の機能を考慮し、保護者、地域に対し十分に情報提供を行うなど、丁寧な事業推進が必要です。

また、学校再編により廃校が見込まれ学校跡地を活用する場合は、地域にとって真に必要な施設として発展できるか検討する必要があります。

⑤学校再編の必要性・可能性を検討する観点

学校再編の検討は多岐にわたるため、以下に必要性・可能性の主な観点を整理しました。

【学校再編の必要性・可能性を検討する観点】

- (1)児童生徒への教育効果
 - ・知・徳・体の状況
- (2)児童生徒数
 - ・複式学級の見通し
 - ・1学年当たりの学級数の見通し
 - ・1学級当たりの児童生徒数の見通し
 - ・部活動の見通し
 - ・教職員数の見通し（総学級数により教職員が配置）
- (3)通学に関すること
 - ・通学距離・時間・手段（小・中学校により異なる）
 - ・通学路の見守りについて（教職員・地域の協力体制）

- (4)校舎・施設の状況（建物・土地等）
 - ・大規模改造等の実施時期との調整
 - ・統合先の学校の教室数など（増築、減築、改修の必要性）
 - ・新設の場合の用地（場所、取得見込、費用）
 - ・新設の場合の新校舎等の建設費
- (5)保護者の状況（学校再編や教育への期待状況）
 - ・保護者の教育への期待・思い
 - ・学校が地域において果たしている役割（防災、地域交流の拠点）
 - ・地域の学校再編への考え（分校設置等）
- (6)地域性
 - ・地域のシンボルとしての学校
 - ・防災・活動拠点としての機能
- (7)他方策の実施の可能性
 - ・施設の複合化、小中一貫校・義務教育学校設置、分校設置、コミュニティ・スクール等
- (8)学校設立の歴史的経緯
- (9)新設校舎用地の確保の見通し
- (10)跡地利用の見通し
- (11)財源面の担保

(3) 学校区の変更での対応

学校区の変更による対応の場合、学校再編を伴う場合と伴わない場合とが想定されますが、町内での児童生徒数の配分を変えることにより小規模化が進む学校で児童生徒数を確保する、または学校選択の自由度を高めることにより、小規模化により生じる諸課題に対応することになります。

施策を実施することにより生じる課題もあり、特に学校再編を行わずに学校区の変更を行う場合は、町内の児童生徒数は変わらないため小規模化に対する根本的な解決にはなりません。

学校区の変更での対応例とその課題

○現在の学校区を変更し、児童生徒数の配分を変更する。

〔課題〕

- ・学校再編を伴わない場合、町内の児童生徒数は変わらないため根本的な小規模化に対する解決にはならない。
- ・学校区の変更は、既にある地域のまとまりに影響がある。

○全学校区を自由通学区にする。

〔課題〕

- ・学校再編を伴わない場合、町内の児童生徒数は変わらないため根本的な小規模化に対する解決にはならない。
- ・登下校の安全対策(町内全域からの通学が可能になるため)
- ・各学校の児童生徒数は平均化せず、格差が広がる可能性がある。
- ・小学校では徒歩通学が多く、既存の学校区以外の学校を選択する可能性が低いのではないかと考えられる。

○小規模特認校として町内全域から児童生徒を受け入れる（特定の学校を自由通学区にする）

〔課題〕

- ・学校再編を伴わない場合、町内の児童生徒数は変わらないため根本的な小規模化に対する解決にはならない。
- ・登下校の安全対策(町内全域からの通学が可能になるため)
- ・魅力ある学校にするためのカリキュラムの作成。
- ・期待どおり就学者数が増えない可能性がある。

○学校指定変更基準の緩和をする（部活動選択を理由として学校指定変更）

〔課題〕

- ・学校再編を伴わない場合、町内の児童生徒数は変わらないため根本的な小規模化に対する解決にはならない。
- ・登下校の安全対策(町内全域からの通学が可能になるため)

- ・部活動数が多い学校への就学希望が増え、格差が更に広がる可能性がある。

学校区の変更や通学区域の弾力化による対応は、学校規模の縮小に対する根本的な解決になりません。

部活動の選択を理由とした学校指定変更の緩和は、児童生徒数の学校間格差を更に助長することや、新たな課題を生み出す可能性があります。

小規模特認校制度を実施する場合は、他施設との連携や農業体験などの自然環境等を生かした体験学習などの特色あるカリキュラムの編成、公共交通機関の利便性などを考慮し学校の魅力を高めていく方法もあります。カリキュラムの実施に当たっては全町的な取組になる場合があること、小規模校であることには変わりがないことなどから、施策の実施には十分な検討を要します。

なお、学校の統合により通学距離が伸びる場合があり、その安全対策として通学区域の見直し、弾力化などを検討することも考えられます。

(4) 施設の複合化での対応

施設の複合化での対応の場合、異年齢交流の機会を増やし、社会性の涵養、多様な考え方に触れる機会の確保を図っていくことになります。

よって、施設の複合化は小規模校以外でもこの効果が期待できます。また、「余裕教室」の有効活用、学童保育等の児童生徒の移動の安全性、利便性の向上などの側面もあります。

①複合化の対象と考えられる主な施設と期待できる効果

【現在、学校の近くにある町立施設】

施設	運営	期待できる主な効果等 (施設の近くにある学校)
保育園	公設公営	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢交流の機会の増加 ・相互連携による小1プロブレムの解消 (八和田小、竹沢小、大河小)
放課後児童 クラブ	公設民営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から学童保育所等までの移動の危険性の低減 ・指導員等と教職員との相互連携により、児童を多面的に見ることができる。 ・災害時、児童の所在が明確になる。 ・相互の利用者が同一で、利用時間も異なるため受け入れに安心感がある。 (各小学校)
放課後子供 教室	公設公営	
公民館	公設公営	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢交流の機会の増加 ・学社融合による学校教育活動への地域人材の効果的な参画 (八和田小、竹沢小、大河小)

【上記以外で複合化により期待できる効果】

- 地域のシンボルである学校を存続できる（防災・地域活動拠点の機能）
- 利用者、地域の方に学校をより理解してもらえ、協力体制の維持向上、人材活用が期待できる。
- 高齢者・障害者施設との複合化によっても児童生徒の社会性を育む効果が期待できる。

②複合化をしても解決しない課題

- 学校再編を伴わない場合、小規模校のままである。
 - ・児童生徒数が増えず、クラス替えができない。
 - ・教職員数が増えず、かつ交流活動の実施により新たな負担が増す。
 - ・PTA活動や修学旅行費等の学校経費の保護者負担の解決にはならない。
 - ・部活動を成立させる、または部活動数を増やすための手立てにはならない。
- 更なる児童生徒数の減少により、新たな課題が顕在化する。

③複合化により新たに生じる主な課題

- 児童生徒が学習に集中できない場合がある。
- 複合化施設での不審者対策など、学校生活の更なる安全確保に向けた取組が必要となる。
- 施設間での管理区分などのルールを作る必要が生じる。
- 他の学校活動と交流活動とをバランスよく行うための計画づくりが必要となる。
(学ぶことが多い教育課程の中では、交流が中途半端になってしまい教育効果が十分に上がらない恐れがある)
- 保育園等と同一敷地の場合、小学校入学への気持ちの区切りができない。
- 交流を推進するための調整、連絡に時間を要することから、教職員の負担の増加が懸念される。
- インフルエンザ等の感染症が流行しやすくなる。
- 複合化する内容、施設によっては、大規模な改修が必要となる。

再編を伴わないで施設を複合化する場合、児童生徒数の更なる減少が見込まれるため、小規模校であるがゆえに解決できない課題が残ります。こうした状況で児童生徒の教育活動を充実させていくことについては、「(1)現状の学校を存続する中での対応」で述べたとおりです。

一方、再編を行う場合においても施設の複合化は教育効果を上げるための選択肢になり得ます。学校規模の大小に関わらず、複合化する施設種別により、様々な教育効果が期待できます。

また、複合化は、施設間の管理区分などハード面の課題もあるため、学校の再編に関わらず、学校の改築等を行う際は、教育効果を高め、施設の有効利用を促進する観点からも複合化を検討するよい機会であると考えます。

(5) 小中一貫教育での対応

小中一貫教育の導入の背景には、義務教育期間における子供たちの心身の発達の早期化、価値観などの変化が著しく、特に小学校から中学校への新しい環境に移行する段階で不登校などの学校不適応が顕在化するいわゆる「中一ギャップ」や小学校4～5年生段階での発達上の段差など、義務教育の学年区分や学校種間には教育課程等を含む接続のあり方に課題があると言われてしています。

学校教育法の改正により、平成28年4月1日から学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されました。

①小中一貫教育の利点

- 「中一ギャップ」が緩和できる。
- 中学校進学に対する不安感が緩和できる。
- 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まる。
- 異校種、異学年、隣接校間の児童生徒の交流が深まる。
- 下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まる。
- 小・中学校共通で実践する取組が増える。
- 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まる。
- 小・中学校の教職員間で互いに良さを取り入れる意識が高まる。
- 9年間を見通した教育課程に基づいた指導の積み上げができる。

②小中一貫教育の課題

- 学年の学級数が単学級の場合、児童生徒の固定化された人間関係が9年続くことになる。
- 9年間を見通した教育活動のための教育目標、教育課程の編成、施設形態（一体型・分離型の選択、小学校の統廃合）を十分に検討する必要がある。
- 施設一体型の場合、従来の小学5、6年生が体験する最高学年としての自覚を持つ機会がなくなる（責任感や自尊感情の低下が懸念される）
- 中学生が持つ青年期の心理的特徴が上級生として学校全体に影響し、児童の早熟化につながる可能性がある。
- 義務教育学校の場合、小・中学校両方の免許を有する教員の配置が必要になる。
- 施設面での体格差への対応（トイレ、プールの深さ等）、施設の増築、改築費用が生じる。
- 小中一貫教育を推進するための教職員間の調整、連絡に時間を要することから、教職員の負担の増加が懸念される。

- 保護者・地域の感情を考慮した学校名の検討
- 小中一貫教育を推進するための手立ての検討（コーディネーターの設置など）

小中一貫教育による場合、在籍する児童生徒の学年の幅を広げることに
より一定規模を確保し、小規模化により顕在化する諸課題に対応すること
になります。この場合、各学年の児童生徒数が増加しないと1学年の学級
数により生じる課題への対応は難しくなります。

小中一貫教育の本旨を鑑みると、第一義には9年を見通した教育課程の
編成等を整備することです。小中一貫教育を行う場合には、9年を通して
目指す児童生徒像を明確にした上で、9年間を見通した教育課程の編成が
不可欠になります。

(6) その他の方法による対応

①分校の設置による対応

統廃合を行うと仮定した場合、通学距離の延伸と地域の中心である学校の廃校等の大きな課題があります。

分校の設置は、保護者・地域とのコミュニケーションを図る過程でのいわば折衷案とも言えます。統廃合により通学距離が延伸された場合、低学年の安全性、体力面で影響が大きいと考えられます。

仮に統合される学校を分校として残し、低学年が通うこととした場合、通学距離は今までと同じになります。また、地域のシンボルとして学校も存続できます。併せて複合化することにより、小規模校の課題に対応することも考えられます。

しかし、分校設置には課題もあり、設置の可能性や需要、必要な経費がどの程度か精査する必要があります。

<分校の設置による対応の課題>

- 児童生徒数の減少により複式学級が生じる可能性がある。
- 分校に通う児童が少ない場合、一人で通学する距離が伸びる可能性がある。
- 本校と分校との交流方法とその移動手段（プール、運動会）
- 将来的には分校も廃校になる可能性がある。
- 学校再編に合わせてスクールバス等を導入した場合、保護者等が本校への通学を希望する可能性もある。
- 本校と分校の通学区をどのように分けるか（同一中学校の学校区内にある小学校間の距離は通学距離の目安である4km以内であり、徒歩通学が可能な範囲であるため）
- 教職員数が減少する可能性がある。
- 分校校舎の維持管理費と改修費がかかる。
- 分校の学校名を通称利用するなどの検討（例：○○学校△△校舎）

②コミュニティ・スクールによる対応

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合せて学校運営に取り組む仕組みで、地域と一体となり、役割を分担し、主体的に共通の目標に向かい取り組むことで特色ある学校づくりを進めていくことが期待されている制度です。

しかし、小規模校のまま導入しても、クラス替えができないなど残る課題もあります。また、コミュニティ・スクールを導入する場合、保護者や地域の方にその機能や各々の役割を十分に理解していただくことが必要です。

現在も地域の協力や支援のもと、学校教育を推進しています。小規模校の課題解決の一助となる側面もありますが、小規模化への対応とは別に、今後の教育のあり方を考える中で検討するものと考えます。

Ⅲ まとめ



ま と め

この研究会では、学校の適正規模を考える上で、まず、町立小・中学校の児童生徒数の今後の推移を把握することから研究をスタートしました。その結果から、今後、町内すべての学校において児童生徒数は年々減少し、20年後にはほぼ半減してしまう状況にあることが見えてきました。また、小学校2校において、平成32年度に複式学級編制が生じる見込みであることもわかってきました。

現在の学校規模は、小川小学校以外はすべて国の示す標準の学級数に達しておらず、既に小規模化している状況にあります。こうした中で、教職員を対象としたアンケート結果からも、学校は既に固定された人間関係への対応や切磋琢磨する環境づくりなどの小規模化により顕在化した課題への対応を迫られている状況にあることがわかりました。今後、小規模化による課題は更に顕在化し、そして顕著になっていくと見込まれます。

また、教職員が望ましいと考えている学級の児童生徒数、学級数等の学校規模や小規模化により生じる課題の解決方法についての考えも把握することができました。

これらのことを踏まえて、当研究会の目的達成に向けて、小規模化によって生じる課題解決のためにどのような対応策をとれるのか、また、そこにはどのような問題があるのかを具体的な場合を想定して検討しました。

現状の学校配置を維持し、存続していく場合には、すべての学校で更なる小規模化が進行し、1学年単学級が増加してそれが継続していき、更には複式学級編制をせざるを得ない学校が生じることも見えてきました。こうした中で、学校を維持存続し、教育効果をあげていくための手立てについても検討しました。手立てとしては、小規模校のメリットを最大限に生かし、デメリットを最小化していく努力を続けていくことにつきますが、なお、解決できない小規模化の持つ課題は残ります。

小規模化の課題解決に向けて、現在の学校を再編したり、学校区を変更したりする方法も検討しました。これは、主に国が示している学校規模の標準に近づけるためにどのような方法が考えられるか、そしてその方法をとった場合にどのような問題が生じるかについて検討しました。その中で、現在の本町の学校規模では、仮に隣接する2校を統合した場合であっても国の示す学校規模の標準の範囲内の学級数にすることも、更には1学年複数学級編制にすることも難しい状況になることが見えてきました。小学校においては、今後の児童数の推移に鑑みると、思い切った統合を行わないと1学年複数学級を編制し、かつそれを維持していくことは難しい状況にあります。統合した場合は、新たに遠距離通学の課題が生じてくるため、児童生徒の登下校時の安全確保の観点も重要な要素となります。

また、施設を複合化したり小中一貫校などの新たな学校を設置したりする方法も検討しました。これらについては、学校の適正規模の観点とは別の、町としてどのような教育を行うかの方針を明確にしていくことが必要です。

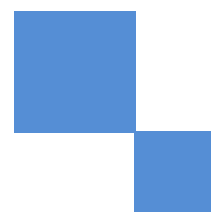
研究会では、人口が減少し、児童生徒数の更なる減少が進行していくという本町の状況を考えると、学校の小規模化に対応して、現在の学校数を維持しながら手立てを講じていくのか、学校再編などの策を講じながら課題解決をしていくのか、具体的な方向を検討することが必要な時期にあると考えます。

学校は単に児童生徒の教育の場であるだけでなく、保護者・地域住民を含めた地域文化の中心といった役割も担っています。課題解決の方向性を定めるにあたっては、国、埼玉県の教育施策の動向に留意しながら、長期的な展望に立って、保護者・地域住民に問題提起し、情報を十分に伝え、その意向を把握しながら進めていくことが重要です。

この報告書は、いわば今後の検討の論点整理としてまとめました。この報告書で述べてきた様々な課題に留意しながら、今後の方向性について十分な検討がなされ、未来を担う児童生徒の教育環境が整うことを望みます。



卷末資料



小川町小・中学校適正規模研究会要綱

(平成28年 9月29日)
教委告示第 13 号

(目的)

第1条 望ましい学校教育の実現に向けて、小川町立小学校及び小川町立中学校（以下「小・中学校」という。）の適正規模等について研究するため、小川町小・中学校適正規模研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、小・中学校の適正規模等について研究し、あるべき学校規模の考え方についてまとめる。

(組織)

第3条 研究会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育経験者
- (2) 行政経験者
- (3) 前各号に規定する者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が完了するまでとする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 研究会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 研究会の議事は、必要がある場合出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 研究会の会議は、公開しない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、研究会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小川町小・中学校適正規模研究会委員名簿

No.	氏 名	備 考
1	高 橋 守	会 長
2	飯 野 和 男	副会長
3	荒 井 基 明	
4	吉 田 晋	
5	高 橋 功 人	
6	番 場 修	
7	粕 谷 克 己	
8	清 水 吉 夫	
9	岡 野 啓 子	

研 究 経 緯

回数	協議事項
第 1 回 (平成 28 年 10 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校適正規模研究会の役割について ・ 町立小・中学校の現状について ・ 研究会の日程と進め方について
第 2 回 (平成 28 年 11 月 28 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会の進め方について ・ アンケートについて
第 3 回 (平成 29 年 1 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートについて
【参考】平成 29 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員用アンケート実施 ・ 学校管理職用アンケート実施
第 4 回 (平成 29 年 6 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の研究会の進め方 ・ アンケート結果と当町の教育課題
第 5 回 (平成 29 年 7 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小川町の教育の現状 ・ 学校の小規模化による課題
第 6 回 (平成 29 年 8 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の日程について ・ 学校の小規模化による課題 ・ 方策の検討
第 7 回 (平成 29 年 9 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方策の検討について
第 8 回 (平成 29 年 10 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方策の検討について ・ 全体を通しての意見交換
第 9 回 (平成 29 年 12 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書についての協議
第 10 回 (平成 30 年 2 月 6 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書についての協議

資料編（別冊）

- ・ 資料 1 人口、児童生徒数の推移
- ・ 資料 2 児童生徒数及び学級数
- ・ 資料 3 平成29年度児童生徒数及び学校区内人口（1歳～6歳児）
- ・ 資料 4 児童生徒数の推移（予測）と今後の見通し
- ・ 資料 5 小・中学校共通・教職員用アンケートの傾向
- ・ 資料 6 小・中学校共通・教職員用アンケート回答結果の概要〔小・中学校別〕
- ・ 資料 7 小・中学校共通・管理職用アンケートの傾向
- ・ 資料 8 小・中学校の学力について
- ・ 資料 9 小・中学校の生徒指導上の課題について
- ・ 資料10 小・中学校の体力について
- ・ 資料11 町内の小・中学校の位置及び概要

※『学校規模等に係る教育の現状と今後のあり方に関するアンケート(結果)（小・中学校共通・教職員用）』及び『学校規模等に係る教育の現状と今後のあり方に関するアンケート(結果)（小・中学校共通・管理職用）』をご覧になりたい方は、小川町教育委員会にお問い合わせください。